

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に!

1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます!

ここが便利に!

2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口
にまとめて請求
できます!

- ・ 結婚・相続などの行政手続きや各種申請手続きでの負担が軽減されます。
- ・ 婚姻届・転籍届等の戸籍に関する届出をする際、戸籍の証明書の添付が原則不要となります。

お問合せ

茂原市役所市民課(2階) 電話 0475-20-1502

出典: 戸籍法の一部を改正する法律について(法務省) (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)

上記法務省ウェブサイト内のパンフレットを加工して作成

広域交付始まるの巻



相続の手続をしたけれど、本籍地が全国各地にあるから戸籍証明書を集めるのが大変なあ！



そんなことないよ！



君はだれ？



令和6年3月1日から、戸籍証明書等を最寄りの市区町村の窓口でも取れるようになるんだ！さらに、一か所の市区町村の窓口にもまとめて請求できるよ！

ボクはコセキツネ！

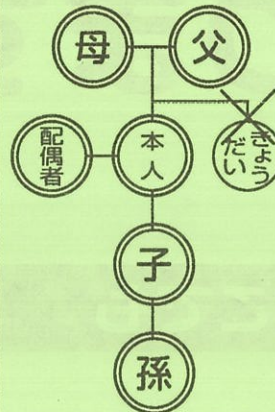


とっても便利になるんだね！



広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。

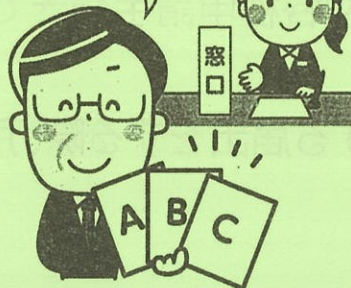


本人の戸籍証明書等だけじゃなく
 ・ 夫又は妻(配偶者)
 ・ 父母、祖父母など(直系尊属)
 ・ 子、孫など(直系卑属)
 の戸籍証明書等も請求できるよ！

最寄りの窓口で取れたよ！



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



これで相続登記もばっちりだね！

なるほど！



きょうだいの戸籍証明書等は請求できないから気をつけてね！



ほかにも便利な制度が始まるよ！

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP

